26生畜第1843号 平成27年2月27日

地方農政局生産部長 宛

生產局畜産部畜産企画課長

堆肥舎等建築コストガイドラインの改定について

堆肥舎等の家畜排せつ物処理施設整備の低コスト化については、「家畜排せつ物処理施設の低コスト化の推進について」(平成12年2月21日付け農林水産省畜産局畜産経営課長)においてその重要性及び具体的な取組方向について示したほか、「たい肥舎等建築コストガイドラインについて」(平成12年9月1日付け畜産経営課畜産環境対策室長・自給飼料課草地開発計画推進室長事務連絡)及び「たい肥舎等建築コストガイドラインの改定について(平成19年2月16日付け畜産企画課畜産環境対策室長・畜産振興課草地整備推進室長事務連絡)において、単位当たりの標準的な施設整備額を示したところであります。

今般、資材価格や人件費等の変動を踏まえ、単位当たりの標準的な施設整備額を別添のとおり改定したので連絡します。

ついては、堆肥舎等の施設整備コストの低減を図るため、畜産農家等による施設整備に係る指導、助言を行う上で、施設整備コストの指標として利用願います。

なお、貴職管内都道府県畜産主務担当には、貴職より通知願います。

堆肥舎等建築コストガイドライン

(単位:千円/m²・m³)

区	分	単位あたりの施設整備額		
		一般地域	特別地域	
堆肥舎 (発酵舎含む))	500㎡未満	3 7	4 1	
	500㎡以上	3 5	3 6	
屋根掛け	500㎡未満	2 1	2 4	
	500㎡以上	1 8	2 1	
尿貯留槽	1,000㎡未満	3 0	3 0	
	1,000㎡以上	2 5	2 5	
スラリータンク	2,000㎡未満	2 0	2.0	
	2,000㎡以上	1 7	1 7	

注1:工事費には施設の設計費は含むが、機械類の費用は含まない。

2:地域区分は以下のとおりとする。

一般地域:特別地域以外の地域

特別地域:以下のいづれかに該当する地域

- ① 豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域
- ② 利用振興法第二条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

	736	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地•農業			
皇案事項 事項名)	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価の見直し							
星案団体	秋田県							
度の所管	·関係府省				VH P			
	農林水産省				275			
める措置の	の具体的内容	\$						
たい肥舎	等建築コストス	ガイドライン(H1	9年2月)の上限単価を実勢	単価に即したもの	に見直すこと			
	K		<u> </u>					
体的な支	障事例、地域	の実情を踏ま	えた必要性等					
The state of the s	の必要性】	1* 41*= 4. 4			_ + + * * * /			
- Company 5 - 2-40	等建築コスト		9年2月)による工事費単価の)上限が、現在の	工事費単価の実情と示			
1		AND THE RESIDENCE OF THE PARTY OF	業費算定による予算措置が	なされているため	カ. 事業実施に際しては			
			E重なる入札不調により工事					
1 4828 #	したり、事業内	容の見直しや	事業参加者の負担額の増加	が発生するなど	計画どおいの事業実施			
しか発生		い口のうに匠のく	A NE D WE II AN ACTUMENT HINE	70 70 77 9 80 80	、山岡と3500年未天川			
	なるケースが	発生している。	7.70.70.11.17.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.	70 70 IL 9 10 16 IL	、可固と83700事業关系			
	なるケースが			775 I 7 0 6 C	、们固203700争朱天派			
	なるケースが			75 T. F. W. C.	、可画C83707事来关系			
The state of the s	なるケースが			7, 7, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	、可画C 83707事未关加			
	なるケースが			70 July 10 6C	、可画C83707事未关加			
	なるケースが			70 July 10 6C	、可画C83700争未关加			
	なるケースが			7. J. L. 7. J. C.	、可画C83707事未关加			
	なるケースが			70 July 10 6C	、可画C83700争未关系			
The state of the s	なるケースが			7. J. L. 7. J. C.	、可画C83707事未关系			

根拠法令等

たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)

「堆肥舎等建築コストガイドライン」は、必要最小限のコストで最大限の効果を得るものとして単価設定を 行っているが、あくまでもガイドラインであることから、必要に応じて過大な施設整備とならないよう根拠等が 示されれば、国の補助事業等でガイドラインで示す単価を超える施設整備の実施は可能となっています。 具体的には、

- (1)強い農業づくり交付金では、都道府県知事の特認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超え た施設整備が可能です。(強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産 省国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長連盟通知)第2の4の(3)のただし書き。)
- (2)農畜産業振興機構が助成している畜産業振興事業のうち畜産高度化支援リース事業については、基 準内での事業の実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を所定の様 式に記載するとともに、これを証する書面を添付し、承認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超え た施設整備が可能です。(畜産振興事業の実施について(平成15年10月1日付け15農畜機第48号。)の4の (2)01.

なお、ガイドラインの制定時から状況は変化してきているので、現状を調査した上で、ガイドラインの見直し を含め検討をしてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

実勢価格と乖離したガイドラインを基準としていることにより、計画策定に係る国との協議等において、特別 な事情がないにもかかわらず、上限単価を超過することに対する詳細な説明や根拠の提示を求められること から、事務作業の負担が大変大きくなっている。

円滑な事業の推進のためにも、基準となるガイドラインを実勢価格に即した内容に見直した上で特認等を 設けるべきであり、特別な事情がないにもかかわらず特認の手続きを要する様な状況は早急に解消される べきである。

全国知事会からの意見

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分 確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

堆肥舎等建築コストガイドラインは、平成19年2月に改定してから7年近く経過しています。その間に鉄骨等 建築資材や原油価格の高騰など、堆肥舎等整備をめぐる情勢は大きく変化していることから、「家畜ふん尿 処理施設に関する実態調査について」(平成26年9月11日付け26生畜第708号生産局畜産企画課長通知)に より、地方農政局を通じて、都道府県へ調査をお願いしているところです。この調査により、既存のガイドライ ンで示すコストの妥当性を判断するための基礎資料を入手し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討しま